

第 20 回淀川部会(2002.12.13 開催) 結果概要

03.1.16 庶務作成

開催日時：2002 年 12 月 13 日(金) 13:30～16:40

場 所：京都市リサーチパーク 4 号館地下 1 階 バズホール

参加者数：委員 15 名(うち 1 名は部会長の要請により参加)、河川管理者 19 名、
一般傍聴者 147 名

1 決定事項

- ・特になし。

2 審議の概要

委員会および各部会の状況報告

資料 1-1「委員会および各部会、WG の状況」をもとに、活動状況等について報告が行われた。

提言(案)に関する意見交換

今本委員(最終提言作業部会リーダー)より、資料 2-2「淀川水系流域委員会 提言(案)(修正案 021129 版)」及び資料 2-2 補足「提言素案 021113 版から 021129 版への主な修正点について」をもとに説明が行われた後、意見交換が行われた。主な意見は下記のとおり。

<4-6 ダムのあり方について>

- ・「抑制する」という言葉は一般にはわかりにくく、不明確。「建設しない」「採用しない」などとはっきり書くべき。(同様の意見が大半の委員から出された)
- ・ダムを抑制する理由に、ダムの環境的影響だけでなく社会的影響についても記述すべき。
- ・計画・工事中のダムに関して、幅広い解釈を許すような記述は避けたほうがよい。2、30 年後まで考え、誰が読んでも誤解の生じない記述にすべきである。
委員より、「部会としての意見をまとめるべきでは」との提案があり、“抑制するという表現は上記の意見をもとに修正する”“計画・工事中のダムについても記述すべき”といった方向性が部会の場で確認された。なお、部会長から「正式には個々の委員が文書にして提出頂きたい」旨の要請があった。

<4-5 河川利用計画のあり方>

- ・4-15 頁の「魚が減れば、稚魚等を放流して漁業を成立させるといった考え方を改め」という記述を削除したい。現実として、放流しなければ内水面漁業は成り立たない。
稚魚を放流しなくとも、漁業が成り立つような河川環境に戻していかなければならない。表現を修正する余地はあるが、記述そのものは残しておくべきだ。

一般からの意見聴取

一般傍聴者 4 名から、「自然のダムである琵琶湖の存在が、京都、大阪の発展を導いた。そのような点からダムは必要である」、「個々のダム計画を精査頂きたい」、「湯水地域に余剰水を回すシステム構築が必要」、「提言は偏った自然保護観の押し付けである」等の発言があった。

3 その他（今後の進め方等について）

- ・資料4「今後の進め方および会議開催日程について」をもとに、部会長より、提言（案）とりまとめと河川整備計画について、今後予定されている進め方について説明が行われた。
- ・資料5「淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）」について、河川管理者（近畿地方整備局）より、資料の位置付けや見方について以下の説明が行われた。
- ・本資料は河川整備計画原案ではない。河川整備計画策定に向けた検討の経過をとりまとめた現状報告である。1/24に行う原案（第一次素案）の説明に向けてご一読をお願いしたい。
- ・検討の流れに沿って、表の左の列から、課題 方針 具体の整備内容、の順に並べている。

4 主な意見

提言に関する主な意見交換

最終提言作業部会リーダーである今本委員より、流域委員会提言（021129版）の修正点を中心に説明が行われ、続いて意見交換が行われた。

< 提言素案 021113 版から 021129 版への主な変更点 >

- ・目次構成を環境 治水 利水 利用という順序に変更し、それに伴って環境等について書き出し等の文章を修正した。河川法改正にともない、環境を重視しようというスタンスである。
- ・「3-3 新たな治水の理念」では、水害による壊滅的被害の回避に加え、水害の危険のあるところは治水安全度を高めること、自然環境を考慮した治水を行うことについても記述を加えた。
- ・「4-6 ダムのあり方」についてはダム建設について「原則として抑制する」という記述を採用した。「流域住民」という記述を「住民団体・地域組織を含む住民」という記述に改めた。計画・工事中のダムについての記述を削除したが、これはいかなるダムにも「4-6 ダムのあり方」を適用するという考え方に基づく。
- ・「4-8 河川整備計画策定時、策定後に河川管理者が行うべき施策」に関する記述を新たに加えた。この部分は021129版ではじめて出した部分なので、意見を頂きたい。
- ・この内容については同意できないという意見を少数意見として出して欲しい。あわせて表現等への修正意見も出して頂ければ、できるだけ対応したい。

< 4-6 ダムのあり方 >

- ・淀川部会の中間とりまとめ（「ダムは原則として採用しない」）からトーンダウンしている。

提言素案では、「原則として抑制する」としており、さらに「考える全ての実行可能な代替案の検討を行い、住民の社会的合意が得られた場合にのみ実施するものとする」となっている。中間とりまとめからトーンダウンしているとは思っていない。

「抑制する」という言葉は一般にはわかりにくい。明確に「建設しない」「採用しない」と書くべきである。

提言案では「抑制するものとし、」以下にも文章が続いているため、トーンが弱まっている。ここでははっきりと「採用しない」と言い切る形にして欲しい。

- ・計画・工事中のダムに関して、「原則として抑制する」という視点から、明確に記述しておく必要はないか。現在のままでは、誤解が生じる恐れがある。

計画・工事中のダムに関しては、河川整備計画として流域委員会に諮問されるため、その段階で議論すればよいのではないか。

計画・工事中のダムに関して、幅広い解釈を許すような記述は避けたほうがよい。

2、30年後を考えて策定する計画なので、誰が読んでも誤解の生じない記述にすべきである。

提言素案 021129 版の「4-6 ダムのあり方」の記述が及ぶ範囲は限定されていないため、新規のダムだけではなく、計画・工事中のダムも含まれていると考えるべきだ。この表現に関する解釈を委員の統一見解として確定させておけば、提言素案を修正する必要はないだろう。

委員より、「部会としての意見をまとめるべきでは」との提案があり、“抑制するという表現は上記の意見をもとに修正する”“計画・工事中のダムについても記述すべき”といった方向性が部会の場で確認された。なお、部会長から「正式には個々の委員が文書にして提出頂きたい」旨の要請があった。

- ・ダム建設を原則として抑制する理由として、自然環境への影響があげられている。しかし、ダムは自然環境を破壊するだけではなく、地域社会を分断・崩壊させ、歴史・文化やコミュニティをも消滅させてしまう。ダムを抑制する理由として、ダムが与える社会的影響についても記述すべきである。

これまでの大型公共事業は地域社会の犠牲の上に成り立ってきた側面がある。河川管理者から提出された「淀川水系河川整備計画に向けての説明資料（第1稿）」（資料5）にも、ダム建設に伴う社会的影響について記述されている。流域委員会としてこの問題を深く認識した上で、提言に記述すべきである。

- ・長野県で脱ダム宣言がされているが、ダムの代替を森林に求める場合には、その中の何%がしっかりとした森林土壌を持っているかということ把握してから判断すべき。適切な森林土壌が水源涵養機能に繋がる。緑があれば大丈夫という虚像を抱かないようにして頂きたい。
- ・森林の保水力には限界があると思うが、豊かな林相をつくりあげることが川にとっても重要だと認識している。

<4-5 河川利用計画のあり方>

- ・4-15 頁の「魚が減れば、稚魚等を放流して漁業を成立させるといった考え方を改め」という記述を削除したい。内水面漁業が衰退したのは、堰やダムによって河川の連続性が阻害されたことに原因がある。この記述は理屈としては理解できるが、将来、短時間で河川の連続性が回復されなければ、放流なしでは内水面漁業は成り立たないのが現実である。

稚魚を放流しなくとも、継続的に漁業が成り立つような河川環境に戻していきたいという趣旨である。表現を修正する余地はあるが、記述そのものは残すべきである。

<その他>

- ・提言案には、定義の曖昧な言葉が用いられている（「関係住民」や「委員会」等）。作為的に読み替えられないよう、整理する必要がある。
- ・今後、提言として書かれている「あるべき姿」とそれを実現するための「プロセス」に乖離が生じてくるだろう。だからこそ、提言で「あるべき姿」を明確に示し、「プロセス」を関係者間で調整していくことが大切である。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者4名から、提言案について、意見が出された。

- ・三重県青山町の町議会で「川上ダムの治水目的がなくなった」との発言があった。また、地元の一部では、利水面での必要性に関して疑問の声があがっている。今後の流域委員会では、個々のダム計画について具体的に精査頂きたい。
- ・自然のダムである琵琶湖の存在が、京都、大阪の発展を導いた。そのような点からダムは必要である。
- ・淀川水系では、琵琶湖総合開発以降、利水安全度は高まっており、水余りの状態にあると言える。一庫ダムのように枯渇寸前のダムもあるが、こういった渇水地域に余剰水を回すシステム構築が必要である。
- ・川と人間の生活は密接に関わっている。提言では、川というものが人間とは違い世界、違う次元と流れていると考えているのではないか。また、川に対する期待にはさまざまなものがあり、本来の川の姿は1人1人異なるものである。本来の川の姿に戻せと言うのではなく、川に対する様々な期待を調整するのが委員会の役目ではないか。提言は偏った自然保護観を押し付けている。

以上

議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。